

# 令和6年第1回（3月）定例会

## 議案参考資料

### 【単行議案】

議第 17 号	財産区管理委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1P
議第 18～20 号	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・	3P
議第 21 号	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	5P
議第 22 号	宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・・	7P
議第 23 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	13P
議第 24 号	宮津市消防団条例の一部改正について・・・・・・・・	15P
議第 25 号	宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について・・・・・・・・	17P
議第 26 号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	20P
議第 27 号	宮津市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・	22P
議第 28 号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・	31P
議第 29 号	宮津市漁港管理条例の一部改正について・・・・・・・・	42P
議第 30 号	宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部改正について・・・・・・・・	44P
議第 31 号	宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・	47P
議第 32 号	宮津市水道事業給水条例の一部改正について・・・・・・・・	49P
議第 33 号	宮津市立小学校条例の一部改正について・・・・・・・・	51P
議第 34 号	宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について・・・・・・・・	53P



議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第17号

財産区管理委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の要旨・目的 由良財産区管理委員1名と栗田財産区管理委員2名の欠員及び栗田財産区管理委員2名の任期満了に伴う委員の選任について、財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>○選任予定者の人数 由良財産区管理会 : 1名 栗田財産区管理会 : 4名      合計 : 5名</p> <p>○任期 由良財産区      令和6年9月30日まで(前任者の残任期間) 栗田財産区      令和6年3月11日～令和10年3月10日 : 4年間 (欠員補充)      令和9年7月2日まで(前任者の残任期間)</p> <p>○選任予定者 添付資料参照</p> <p>◆提案の根拠法令 財産区管理条例第3条第1項 (委員の選任) 第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>		<p>※財産区について 7財産区(上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷) 各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間 上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7名 世屋 5名、日ヶ谷 6名</p> <p>◇財産区管理条例第2条第2項及び第3項 第2条 前条の各財産区に、財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。 2 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)7人以内をもって組織する。 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。</p>	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	-		
テーマ別戦略	-		
		担当課・係	添付資料
		農林水産課 産業基盤係 (45-1627)	・選任予定者一覧

議第17号

## 財産区管理委員 選任予定者一覧

### ■由良財産区

住 所	氏 名	生年月日	任 期	再任・新任の別
石浦42番地の1	ますだ 栞田 まもる 衛	昭和39年9月8日	令和6年9月30日まで (前任者の残任期間)	新任

### ■栗田財産区

住 所	氏 名	生年月日	任 期	再任・新任の別
新宮215番地	ありもと かんじ 有本 勘治	昭和29年8月18日	令和9年7月2日まで (前任者の残任期間)	新任
脇295番地	なかの けんや 中野 賢也	昭和32年3月3日	令和6年3月11日 ～	再任
上司1311番地	みやざき けんじ 宮崎 健治	昭和26年9月3日	令和10年3月10日	再任
中津451番地	やました しんご 山下 慎吾	昭和39年12月25日	令和9年7月2日まで (前任者の残任期間)	新任

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第18号～  
第20号

公の施設の指定管理者の指定について

区分

その他

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和6年3月末で指定期間が満了する6施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 ○指定管理施設、指定管理者及び指定期間:「指定管理者指定施設一覧」のとおり</p> <p>◆提案の根拠法令 ○地方自治法（昭和22年法律第67号） （公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2～5 （略） 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7～11 （略）</p>	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>【背景】 平成18年4月から指定管理者制度による施設管理を開始し、指定期間3年での運用を基本として、外部の有識者等による「宮津市指定管理者選定委員会」による審査等を経た上で、指定管理者を指定するもの。</p> <p>【経過】 R5. 9. 15 : 「宮津市指定管理者選定委員会」により、本年度末で指定期間が満了する施設について、選定方法（公・非公募）、指定期間等を決定 R5. 10～R6. 1 : 指定管理者の候補者の募集 R6. 1. 31 : 指定管理者の候補者の選定（選定委員会で審査）</p>				
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="120 1238 645 1305">重点プロジェクト</td> <td data-bbox="645 1238 1167 1305">—</td> <td data-bbox="120 1238 645 1305">テーマ別戦略</td> <td data-bbox="645 1238 1167 1305">—</td> </tr> </table>	重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	<p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p>—</p> <p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>—</p> <p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p> <p>—</p>
重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 1305 1626 1353">担当課・係</td> <td data-bbox="1626 1305 2083 1353">添付資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1353 1626 1430">財政課 資産活用係（45-1611）</td> <td data-bbox="1626 1353 2083 1430">・指定管理者指定施設一覧</td> </tr> </table>	担当課・係	添付資料	財政課 資産活用係（45-1611）	・指定管理者指定施設一覧
担当課・係	添付資料				
財政課 資産活用係（45-1611）	・指定管理者指定施設一覧				

議第18号～第20号

■ 指定管理者指定施設一覧

	施設名	現在の状況等			令和6年度以降の方針				所管部	
		導入方法	指定管理者	指定期間	導入方法	指定管理者	指定期間	指定管理料の取扱い		事業計画における主な事業
1	宮津市民体育館	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(過不足額を精算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージ事業(プロの音楽等の舞台芸術や優れた作品を鑑賞する機会を低料金で提供)</li> <li>・参加・育成・交流事業(地域の活動団体等の発表の場を創出)</li> <li>・事業促進ボランティア(ステージ事業等の実施に必要なボランティアスタッフの募集)</li> <li>・スポーツ活動促進事業(「参加・体験」型のスポーツ教室の開催、グループ等によるスポーツ活動の継続支援・育成事業)</li> <li>・各団体との連携事業(市文化団体協議会との市民文化祭の共催、市民卓球大会の開催、天橋立ツーデーウォークの運営協力、スポーツ府下大会・近畿大会等開催誘致協力など)</li> <li>・ICTを活用した情報発信(ホームページ・SNSの活用による情報発信を図り、市内外の事業所、団体、学校等の合宿誘客等)</li> </ul>	総務部 企画財政部 建設部 教育委員会事務局
2	宮津運動公園									
3	みやづ歴史の館									
4	宮津市中央公民館									
5	宮津市海洋つり場	非公募 (規則第2条第1号)	小田宿野自治会	3年間	非公募 (規則第2条第1号)	小田宿野自治会	3年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(不足は補てん、余剰は1/2を納付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファン感謝デー</li> <li>・こども海つり体験会</li> <li>・写真撮影サービス(釣果写真の提供)</li> <li>・周辺施設などと協力したイベントの開催</li> <li>・釣り具メーカーと連携した釣り大会等の開催</li> </ul>	産業経済部
6	重要文化財旧三上家住宅	公募	(特非)天橋作事組	3年間	公募	(特非)天橋作事組	3年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じての変更は行わない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財建造物として適切な保全、管理を行う。</li> <li>・まちなか観光、歴史的町並み保全、地域文化発信等の拠点施設として活用を図る。</li> <li>・伝統建築研究や市民のシンボル、観光宮津のランドマークとして地域に活用される文化財を目指し運営する。</li> </ul>	教育委員会事務局

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者にならうとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則  
(公募の例外)

- 第2条 条例第2条の規則で定める理由は、次の各号のいずれかの場合とする。
- (1) 施設の管理上当該地域の団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
  - (2) 市が関与又は育成することが必要と認める団体で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
  - (3) 施設に活動拠点を置く団体を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
  - (4) 専門的で高度な技術を有する団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
  - (5) 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、公募する暇がない場合

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第21号	市道路線の廃止について	区分	その他
-------	-------------	----	-----

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】								
<p>◆提案の趣旨・目的 府中地区の地籍調査の結果、府中小学校敷地内に一般交通の用に供しない市道小学校線が存在することが判明したため、これを廃止するもの。</p> <p>◆提案の概要 市道小学線を次のとおり廃止する。 ○廃止延長 L=50m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起 点 終 点</th> <th>敷地幅員 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td>宮津市字中野小字焼燈籠753番2</td> <td rowspan="2">3.6~7.1</td> </tr> <tr> <td>宮津市字大垣小字西光寺10番</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆提案の根拠法令 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項、第10条第1項及び第3項</p> <p>(市町村道の意義及びその路線の認定) 第八条 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。 (路線の廃止又は変更) 第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。 3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。</p>		路線名	起 点 終 点	敷地幅員 (m)	小学校	宮津市字中野小字焼燈籠753番2	3.6~7.1	宮津市字大垣小字西光寺10番	<p>○令和4年度～ ・府中地区の地籍調査において、未認証の整理を実施</p> <p>○令和5年度 ・府中小学校敷地について、地籍調査による筆界確定とともに底地整理を実施 ・府中小学校敷地内に市道小学校線が存在することが判明</p>	
路線名	起 点 終 点	敷地幅員 (m)								
小学校	宮津市字中野小字焼燈籠753番2	3.6~7.1								
	宮津市字大垣小字西光寺10番									
		【市民参加の状況】								
		【政策等の効果及び費用】								
		【他の自治体の類似する政策との比較】								
【第7次宮津市総合計画との整合】										
重点プロジェクト	—									
テーマ別戦略	—									
		担当課・係	添付資料							
		土木管理課建設総務係 (45-1628)	・位置図							

市道小学校線廃止位置図

<廃止区間>

- 起点 宮津市字中野小字焼燈籠753-2
- 終点 宮津市字大垣小字西光寺10
- 延長 50m
- 敷地幅員 3.6m~7.1m



府中小学校

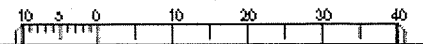
終点  
大垣小字西光寺10

廃止区間(全区間廃止)  
L=50m

起点  
中野小字焼燈籠753-2

R178

縮尺 1 : 1000





議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第22号	宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<b>【提案の概要】</b> ◆提案の趣旨・目的 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行う。 ◆提案の概要 改正前の番号利用法を引用している規定について、文言整理を行う。 その他、要綱を引用する必要がない規定について、文言整理を行う。 ◆施行日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に掲げる規定の施行の日 （公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）		<b>【政策等の背景・提案までの経過】</b> 令和5年6月9日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）公布 ※施行日：公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日	
		<b>【市民参加の状況】</b>	
		<b>【政策等の効果及び費用】</b>	
		<b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b>	
<b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b>			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
		担当課・係	添付資料
		総務課情報推進係（45-1602）	・新旧対照表

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）新旧対照表

現行		改正後（案）																									
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報<sup>〃</sup>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>		<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務<sup>〃</sup>を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報<sup>〃</sup>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）による障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱（昭和55年告示第34号）による身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）によるひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>5 市長</td> <td>宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>		執行機関	事務	1 市長	宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）による障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱（昭和55年告示第34号）による身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）によるひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>〃 障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>〃 身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>〃 療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>〃 ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>5 市長</td> <td>〃 重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>		執行機関	事務	1 市長	〃 障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	〃 身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	〃 療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	〃 ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	〃 重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
執行機関	事務																										
1 市長	宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）による障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの																										
2 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱（昭和55年告示第34号）による身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの																										
3 市長	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの																										
4 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）によるひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																										
5 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																										
執行機関	事務																										
1 市長	〃 障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの																										
2 市長	〃 身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの																										
3 市長	〃 療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの																										
4 市長	〃 ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																										
5 市長	〃 重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																										

6 市長	宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）による重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で	地方税関係情報であって規則で定めるもの

6 市長	重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	定めるもの		定めるもの	
4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別	5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
				中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別

		児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの			児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱による障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱による身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	9 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱によるひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要	10 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要

		する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの			する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
11. 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの	11. 市長	_____ 重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
12. 市長	宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱による重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの	12. 市長	_____ 重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
13. 市長	老人医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	13. 市長	_____ 老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
			<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>		

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第23号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

公益法人等との連携を強化し、もって本市の事務事業のより一層の推進を図るため、派遣職員に係る給与の本市の支給範囲を改正するもの。

◆提案の概要

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第6条第2項に規定する場合の派遣職員に係る給与の本市の支給範囲の改正（条例第4条及び第8条）

現行	改正案
給料、扶養手当、住居手当、期末手当	給料、扶養手当、住居手当、 <u>通勤手当</u> 、 <u>単身赴任手当</u> 、 <u>特殊勤務手当</u> 、 <u>時間外勤務手当</u> 、 <u>休日勤務手当</u> 、 <u>夜間勤務手当</u> 、 <u>宿日直手当</u> 、 <u>管理職手当</u> 、 <u>管理職員特別勤務手当</u> 、 <u>期末手当及び勤勉手当</u>

◆施行日

令和6年4月1日

《派遣法第6条第2項に定める給与支給が可能な業務》

- ・地方公共団体の委託を受けて行う業務
- ・地方公共団体と共同して行う業務
- ・地方公共団体の事務若しくは事業を補完し、又は支援すると認められる業務

であって、その実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的、効果的な実施が図られるもの又はこれらのいずれかの業務が派遣先の主たる業務である場合

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・H14. 4.1 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号） 施行  
公益法人等への職員の派遣等に関する条例 施行
- ・H20. 12.1 法律及び条例の一部改正 施行  
公益法人制度の改革（一般社団法人等の創設）により、法律及び条例中「公益法人等」を「公益的法人等」に改定

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

公益的法人等の支援強化による、本市の事務事業の推進

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

・新旧対照表

議第23号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び<u>期末手当</u>を支給することができる。</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、<u>通勤手当、</u><u>単身赴任手当、</u><u>特殊勤務手当、</u><u>時間外勤務手当、</u><u>休日勤務手当、</u><u>夜間勤務手当、</u><u>宿日直手当、</u><u>管理職手当、</u><u>管理職員特別勤務手当、</u><u>期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、<u>通勤手当、</u><u>単身赴任手当、</u><u>特殊勤務手当、</u><u>時間外勤務手当、</u><u>休日勤務手当、</u><u>夜間勤務手当、</u><u>宿日直手当、</u><u>管理職手当、</u><u>管理職員特別勤務手当、</u><u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>



議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第24号	宮津市消防団条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-------------------	----	-------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 消防団員数の現状に合わせ、定数を見直すもの。</p> <p>◆提案の概要 消防団員定数の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> <th>増減</th> <th>R6.4.1見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正規団員</td> <td>310人</td> <td>260人</td> <td>△50</td> <td>254人</td> </tr> <tr> <td>支援団員</td> <td>50人</td> <td>50人</td> <td>—</td> <td>47人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>360人</td> <td>310人</td> <td>△50</td> <td>301人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日 令和6年4月1日</p> <p>(参考) 消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)抜粋 (消防団の業務及び人員の総数)</p> <p>第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>火災の鎮圧に関する業務</li> <li>火災の予防及び警戒に関する業務</li> <li>救助に関する業務</li> <li>地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務</li> <li>武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務</li> <li>地域住民(自主防災組織等を含む。)等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務</li> <li>消防団の庶務の処理等の業務</li> <li>前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務</li> </ol>					区分	現行	改正案	増減	R6.4.1見込み	正規団員	310人	260人	△50	254人	支援団員	50人	50人	—	47人	合計	360人	310人	△50	301人	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>&lt;消防団員定数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年4月：550人</li> <li>平成19年4月：510人</li> <li>平成31年4月：430人</li> <li>令和4年4月：360人</li> </ul>				
区分	現行	改正案	増減	R6.4.1見込み																									
正規団員	310人	260人	△50	254人																									
支援団員	50人	50人	—	47人																									
合計	360人	310人	△50	301人																									
<p><b>【市民参加の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年1月1日現在315名が消防団員として活動 (R4実績…火災等災害出場延べ人数：101人 訓練等出場延べ人数7,365人)</li> </ul>																													
<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員等の退職報奨金等掛金の削減 前年10月1日現在の条例定数で算定 △1,055千円/年(R7から)</li> <li>R5退職報償金掛金(正規団員定数) 1人当たり19,200円(年額)×310人 5,952千円</li> <li>R5災害補償掛金(合計団員定数) 1人当たり1,900円(年額)×360人 684千円</li> </ul>																													
<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣市町の消防団員の条例定数 舞鶴市1,100人、福知山市1,780人、綾部市960人、京丹後市1,730人、与謝野町350人、伊根町139人</li> </ul>																													
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>					重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—																					
重点プロジェクト	—																												
テーマ別戦略	—																												
<p>担当課・係</p> <p>消防防災課消防防災係(45-1605)</p>			<p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p>																										

宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（定員）</p> <p>第7条 消防団員の定数は、<u>360人</u>とする。</p> <p>2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）正規団員 <u>310人</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（定員）</p> <p>第7条 消防団員の定数は、<u>310人</u>とする。</p> <p>2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）正規団員 <u>260人</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第25号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

非常勤消防団員等の補償基礎額の引上げ

①消防団員（第5条第2項第1号関係）

階級	現行			改正案		
	勤務年数			勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円	円	円	円
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	9,100	9,950	10,800

②消防作業従事者等（第5条第2項第2号関係）

	現行	改正案
消防作業従事者等	円 8,900	円 9,100

◆施行日 令和6年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

【政策等の背景・提案までの経過】

- 令和6年2月9日 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）公布  
※令和6年4月1日施行  
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）の改定に伴うもの。）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 消防団員等の公務災害時の損害補償の改善

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

消防防災課消防防災係  
(45-1605)

添付資料

- ・新旧対照表

議第25号

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

3・4 (略)

第6条～第28条 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

備考 (略)

3・4 (略)

第6条～第28条 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第26号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 ○市立保育所給食費（3歳児以上から徴収）について、令和5年度は児童1人当たり月額500円を市が支援し、実質徴収額を月額6,000円としており、当該支援を令和6年度も継続するもの。</p> <p>◆提案の概要 ○市立保育所給食費の減額期間の延長（附則第5項） 令和7年3月31日までの間（現行：令和6年3月31日までの間）、給食費の実質徴収額を月額6,000円とする。</p> <p>◆施行日 公布の日</p> <p>○給食費については、国、府の補助金等の支援策を今後も注視するとともに府内の自治体及び市民所得の動向も踏まえ、令和7年度から段階的に保護者負担を求めていくことを検討する。</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.4: 国が「コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策」策定</li> <li>・R4.8: 保育所給食賄材料費の高騰対策実施(賄材料費の追加・8月補正)</li> <li>・R5.4: 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正(給食費の改定)施行 ※月額6,500円(主食費500円、副食費6,000円)</li> </ul> <p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>急激な物価高騰の影響下において、保育所給食費における実質徴収額の負担軽減の継続を図るもの。</p> <p>■予算措置 【歳入】保育所給食費保護者負担金 285千円</p>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p>		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト		
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり		
第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画	担当課・係	添付資料	
	社会福祉課 子育て支援係 (45-1621)	・新旧対照表	

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、給食費は月額6,000円とし、副食費は5,500円とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、給食費は月額6,000円とし、副食費は5,500円とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第27号

宮津市介護保険条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）により算出した給付見込額等に基づき、第1号被保険者の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 第1号被保険者の介護保険料の改定（第3条）  
第9期介護保険事業計画において介護給付費、地域支援事業等の費用及び介護報酬の改定（改定率+1.59%）等を見込むとともに、同期の介護保険料について、基金を繰り入れ第8期の介護保険料より引き下げる。また、被保険者の負担能力に応じた料率を設定するため、国が示した所得段階をさらに細分化する。

○介護保険料 基準月額（第5段階） 6,147円（第8期（6,672円）△525円：△7.9%）

※別紙のとおり（R6～R8介護保険料）

○所得段階 15段階（第8期 13段階）

○基金残高 R6.3末見込 3億2,700万円 うち繰入額 1億6,500万円

2 公費による低所得者の介護保険料軽減の継続（第3条）

第1段階から第3段階までの低所得者に係る介護保険料について、公費負担（国1/2、府・市各1/4）により軽減を図る。

○軽減内容 基準月額に対する割合

・第1段階 2,582円⇒1,537円 0.42⇒0.25（第8期0.45⇒0.25）

・第2段階 3,996円⇒2,767円 0.65⇒0.45（第8期0.70⇒0.45）

・第3段階 4,242円⇒4,211円 0.69⇒0.685（第8期0.75⇒0.70）

3 コロナの影響により収入が減少した第1号被保険者の介護保険料減免の終了（附則第13条）

令和4年度末までに第1号被保険者の資格を取得（65歳到達、転入）したこと等により、令和5年4月1日以降に納期限が到来する令和4年度以前の介護保険料について、減免の対象としていたものを、令和6年5月31日の納期限をもって終了とする。

◆施行日 令和6年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

1 介護保険料の推移

	基準月額保険料	伸び率	所得段階	(国基準)
第6期（H27～H29）	6,217円	15.2%	13段階	(9段階)
第7期（H30～R2）	6,980円	12.3%	13段階	(9段階)
第8期（R3～R5）	6,672円	△4.4%	13段階	(9段階)

2 厚生労働省事務連絡（令和5年2月10日付け）の概要

令和元年度から令和4年度相当分の保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免を行った場合、令和6年度以降は特別調整交付金の交付対象とならない。

【市民参加の状況】

・介護保険料改定の基礎となる第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について、宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会で審議（4回）

・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施  
（R5.1～2月 回収 3,908/配布 5,933件 回収率 65.9%）

・在宅介護実態調査の実施  
（R5.1～2月 回収 426/配布 787件 回収率 54.1%）

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり

第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期宮津市介護保険事業計画

担当課・係

健康・介護課/介護給付係（45-1619）  
介護認定係（45-1676）

添付資料

・新旧対照表  
・第9期保険料（第8期との比較）



○第9期介護保険料（第8期との比較）

別紙

段階	第9期（令和6年度～令和8年度）				
	所得などの状況	乗率	月額	年額	上昇率
第1段階	生活保護受給者、又は世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.42	2,582円	30,990円	△14.0%
		※1 (0.25)	(1,537円)	(18,450円)	(△7.8%)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	0.65	3,996円	47,950円	△14.5%
		※1 (0.45)	(2,767円)	(33,200円)	(△7.9%)
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	0.69	4,242円	50,900円	△15.2%
		※1 (0.685)	(4,211円)	(50,530円)	(△9.8%)
第4段階	本人が市民税非課税で、他の世帯員が市民税課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.85	5,225円	62,700円	△7.9%
第5段階 (基準額)	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	1.00	6,147円	73,770円	△7.9%
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	1.20	7,377円	88,520円	△7.9%
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.35	8,299円	99,590円	△7.9%
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.70	10,450円	125,400円	△7.9%
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.75	10,758円	129,090円	△7.9%
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	11,680円	140,160円	△7.9%
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.05	12,602円	151,220円	△7.9%
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.20	13,524円	162,290円	△7.9%
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.25	13,831円	165,970円	△7.9%
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.30	14,139円	169,660円	—
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上	2.35	14,446円	173,350円	—

段階	第8期（令和3年度～令和5年度）			
	所得などの状況	乗率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、又は世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.45	3,003円	36,030円
		※2 (0.25)	(1,668円)	(20,020円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	0.70	4,671円	56,050円
		※2 (0.45)	(3,003円)	(36,030円)
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	0.75	5,004円	60,050円
		※2 (0.70)	(4,671円)	(56,050円)
第4段階	本人が市民税非課税で、他の世帯員が市民税課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.85	5,672円	68,060円
第5段階 (基準額)	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	1.00	6,672円	80,070円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	1.20	8,007円	96,080円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.35	9,008円	108,090円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.70	11,343円	136,110円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.75	11,676円	140,120円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	12,677円	152,130円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.05	13,678円	164,140円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.20	14,679円	176,150円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	2.25	15,012円	180,150円



【公費による低所得者の保険料軽減】

※1 令和6～8年度については、第1段階の保険料は乗率で0.17（月額1,045円）軽減し、0.25（月額1,537円）  
第2段階の保険料は乗率で0.20（月額1,229円）軽減し、0.45（月額2,767円）  
第3段階の保険料は乗率で0.005（月額31円）軽減し、0.685（月額4,211円）となります。

※2 令和3～5年度の軽減後保険料

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,030円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>56,050円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>60,050円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,060円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>80,070円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>96,080円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第13条第1項第2号イを</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,990円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,950円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,770円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,520円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第13条第1項第2号イを</p>

除き以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ \_\_\_\_\_ に該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 108,090円

ア 合計所得金額が125万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ \_\_\_\_\_ に該当するものを除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 136,110円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる

除き以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 99,590円

ア 合計所得金額が125万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当するものを除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 125,400円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる

もの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ  
に該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 140,120円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イ  
に該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 152,130円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イ  
に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 164,140円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

もの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 129,090円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 140,160円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 151,220円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 176,150円

ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。） \_\_\_\_\_に該当する者を除く。）

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 162,290円

ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 165,970円

ア 合計所得金額が800万円以上900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 169,660円

ア 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 180,150円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,020円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,030円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,050円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ
- に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号

もの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 173,350円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,450円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,200円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,530円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ
- に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号

被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

#### 附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第13条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) 略

2 略

被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条第1項第1号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

#### 附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第13条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日から令和6年5月31日までの間に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) 略

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条及び第5条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第28号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的  
京都府から令和6年度分の医療費及び被保険者数の見通し等に基づく「市町村標準保険税率」が示されたことから、国民健康保険税の課税額の規定について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要  
国民健康保険税率等の改定（京都府全体の保険給付費の増嵩に伴い、市町村標準保険税率が急増したことから、基金の繰入れにより増額分の一部を抑制）

区分	R5				R5比	R6 上段：改正保険税率等 下段：標準保険税率等				
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割	
医療分	5.0%	26.8%	23,700円	15,500円		5.5% (5.9%)	30.9% (33.0%)	25,200円 (26,900円)	16,700円 (17,800円)	
後期分	2.4%	12.4%	10,900円	7,200円		2.6% (2.6%)	14.0% (14.0%)	11,400円 (11,400円)	7,600円 (7,600円)	
介護分	2.2%	16.9%	12,300円	6,200円		2.3% (2.3%)	16.8% (16.8%)	12,400円 (12,400円)	6,200円 (6,200円)	
計	9.6%	56.1%	46,900円	28,900円		10.4% (10.8%)	61.7% (63.8%)	49,000円 (50,700円)	30,500円 (31,600円)	
	▲0.4%	+0.1%	+2,000円	+500円		+0.8% (+1.2%)	+5.6% (+7.7%)	+2,100円 (+3,800円)	+1,600円 (+2,700円)	

【参考】 平均保険税額	都道府県単位化前					
	H29決算	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算
1人当たり	93,650円	75,634円	85,721円	86,193円	81,011円	89,137円

◆施行日	R5当初	R6参考(標準税額)	R6当初 (基金繰入)
令和6年4月1日	91,962円	100,553円	96,258円 (16,962千円)
		前年度比 +8,591円、+9.3%	前年度比 +4,296円、+4.7%

【政策等の背景・提案までの経過】

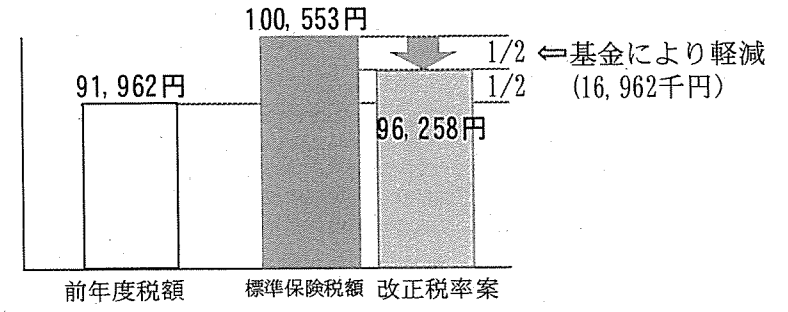
- 平成30年4月 国民健康保険制度の都道府県単位化開始
- 令和3年度～5年度 府内全体の保険給付費が京都府の見込みより大幅に超過
- 令和6年1月 京都府が保険給付費の見込み方を見直した上で、令和6年度の国保納付金、市町村標準保険税率の算定結果を提示  
⇒府内全体で国保事業費納付金の増加(151,579円、+12.8%増)に伴い、市町村標準税率が急増
- 令和6年2月 宮津市国民健康保険運営協議会に諮問・答申

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会に諮問

【政策等の効果及び費用】

令和6年度は、激変緩和措置として、令和5年度当初の1人当たり保険税額と令和6年度標準保険税率に基づく保険税額を比較した増額分の1/2を国保事業基金から繰り入れし、増額分の一部を抑制。



【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
-------	------

税務・国保課 国保年金係 (45-1616)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新旧対照表</li> <li>宮津市国民健康保険税率の改定推移</li> </ul>
---------------------------	---

■ 宮津市国民健康保険税率の改定推移

区分	都道府県単位化前(H29)				H30				R1				R2			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.3%	29.0%	24,500円	21,500円	4.9%	25.0%	20,600円	14,600円	5.5%	30.4%	24,200円	17,200円	5.6%	28.4%	24,000円	17,100円
後期分	2.5%	5.4%	8,000円	5,900円	2.1%	10.4%	8,600円	6,100円	2.1%	11.4%	9,100円	6,500円	2.2%	11.0%	9,300円	6,600円
介護分	2.7%	9.3%	10,000円	7,800円	1.7%	12.4%	8,900円	4,600円	1.9%	14.6%	10,400円	5,500円	2.2%	13.9%	11,100円	5,600円
計	12.5%	43.7%	42,500円	35,200円	8.7%	47.8%	38,100円	25,300円	9.5%	56.4%	43,700円	29,200円	10.0%	53.3%	44,400円	29,300円

前年度比 ▲3.8% +4.1% ▲4,400円 ▲9,900円 +0.8% +8.6% +5,600円 +3,900円 +0.5% ▲3.1% +700円 +100円

区分	R3				R4				R5				R6			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	4.9%	25.6%	21,100円	14,800円	5.5%	28.7%	23,600円	16,000円	5.0%	26.8%	23,700円	15,500円	5.5% (5.9%)	30.9% (33.0%)	25,200円 (26,900円)	16,700円 (17,800円)
後期分	2.3%	11.4%	9,400円	6,600円	2.2%	11.3%	9,300円	6,300円	2.4%	12.4%	10,900円	7,200円	2.6% (2.6%)	14.0% (14.0%)	11,400円 (11,400円)	7,600円 (7,600円)
介護分	2.0%	15.8%	11,300円	5,700円	2.3%	16.0%	12,000円	6,100円	2.2%	16.9%	12,300円	6,200円	2.3% (2.3%)	16.8% (16.8%)	12,400円 (12,400円)	6,200円 (6,200円)
計	9.2%	52.8%	41,800円	27,100円	10.0%	56.0%	44,900円	28,400円	9.6%	56.1%	46,900円	28,900円	10.4% (10.8%)	61.7% (63.8%)	49,000円 (50,700円)	30,500円 (31,600円)

▲0.8% ▲0.5% ▲2,600円 ▲2,200円 +0.8% +3.2% +3,100円 +1,300円 ▲0.4% +0.1% +2,000円 +500円 +0.8% +5.6% +2,100円 +1,600円  
(+1.2%) (+7.7%) (+3,800円) (+2,700円)

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.0</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.5</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に100分の<u>26.8</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に100分の<u>30.9</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,700円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,200円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の</p>

規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 15,500円

(2) 特定世帯 7,750円

(3) 特定継続世帯 11,625円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の12.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 16,700円

(2) 特定世帯 8,350円

(3) 特定継続世帯 12,525円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の14.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200円
- (2) 特定世帯 3,600円
- (3) 特定継続世帯 5,400円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の16.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,300円とする。

第9条の3～第22条(略)

(国民健康保険税の減額)

者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600円
- (2) 特定世帯 3,800円
- (3) 特定継続世帯 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の16.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,400円とする。

第9条の3～第22条(略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所

得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,590円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,850円

(イ) 特定世帯 5,425円

(ウ) 特定継続世帯 8,138円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,630円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円

(イ) 特定世帯 2,520円

(ウ) 特定継続世帯 3,780円

得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,640円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,690円

(イ) 特定世帯 5,845円

(ウ) 特定継続世帯 8,768円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

(イ) 特定世帯 2,660円

(ウ) 特定継続世帯 3,990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,340円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,750円

(イ) 特定世帯 3,875円

(ウ) 特定継続世帯 5,813円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,680円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,340円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,350円

(イ) 特定世帯 4,175円

(ウ) 特定継続世帯 6,263円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除



く。) 1人について 5,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(イ) 特定世帯 1,800円

(ウ) 特定継続世帯 2,700円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,740円

く。) 1人について 5,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(イ) 特定世帯 1,550円

(ウ) 特定継続世帯 2,325円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について 2,180円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める  
額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円

(イ) 特定世帯 720円

(ウ) 特定継続世帯 1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項  
に規定する世帯主を除く。）1人について 2,460円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい  
て 1,240円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,340円

(イ) 特定世帯 1,670円

(ウ) 特定継続世帯 2,505円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について 2,280円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める  
額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円

(イ) 特定世帯 760円

(ウ) 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項  
に規定する世帯主を除く。）1人について 2,480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい  
て 1,240円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議案第29号	宮津市漁港管理条例の一部改正について	区分	条例の改正				
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 漁港漁場整備法の改正において、漁業上の利用を前提として、漁港施設等の有効活用を通じた地域の活性化に寄与する「漁港施設等活用事業制度」が創設されたことに伴い、本条例の所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 ・引用法律の名称の変更（第1条） 「漁港漁場整備法」 →「漁港及び漁場の整備等に関する法律」</p> <p>・水域及び公共空地占用料の納付対象者を追加（第11条第1項） →「認定計画実施者※」を追加 ※漁港施設等活用事業の実施に関する計画を作成し、当該漁港の漁港管理者の認定を受けた者</p> <p>◆施行日 ・令和6年4月1日</p> <p>◆参考 【漁港施設等活用事業制度の概要】 ・漁港管理者は、国が定める基本方針に即して、漁港施設や水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業の推進に関する計画を必要に応じて策定（活用推進計画） ・漁港管理者は、活用推進計画に即した事業を計画する者を認定し、その認定計画実施者に対して、漁港施設の長期貸付や水面等の長期占用等を可能とするもの。</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>・令和5年5月26日 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）公布 ※令和6年4月1日施行 ・水産物の消費増進や交流促進に寄与する取り組みを、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築 ・養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるように、漁港施設を見直し</p>					
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <table border="1" data-bbox="123 1189 1189 1294"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	<p><b>【市民参加の状況】</b></p>	
重点プロジェクト	—						
テーマ別戦略	—						
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>					
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>					
		<p>担当課・係 農林水産課 産業基盤係 (45-1627)</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>				

宮津市漁港管理条例（昭和62年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条（略）</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第11条 法第39条第1項の規定による許可を受けたものは</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、別表第2に掲げる土砂採取料又は水域及び公共空地占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納めなければならない。ただし、<u>同条第4項に規定するもの</u>については、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条（略）</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第11条 法第39条第1項の規定による許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は水域及び公共空地占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納めなければならない。ただし、<u>法第39条第4項に規定する者</u>については、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第30号	宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	--------------------------	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 宮津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営「その他住宅」2団地について、用途廃止するもの。</p> <p>◆提案の概要 各団地の活用方針を定めている宮津市公営住宅等長寿命化計画において、「当面管理後用途廃止」と位置付けているその他住宅「日ヶ谷団地」と「柳縄手団地」を用途廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用方針</th> <th>内容</th> <th>団地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理</td> <td>入居募集を継続し、維持管理を図る</td> <td>(市営)東波路、宮村上、タヶ丘、のぞみが丘、鳥が尾 (その他)吉原、のぞみが丘、宮村</td> </tr> <tr> <td>改善</td> <td>居住環境の改善を検討する</td> <td>(その他)みやづ城東タウン</td> </tr> <tr> <td>当面管理後用途廃止</td> <td>当面維持管理を行うが、入居状況に応じ、将来的に用途廃止を図る</td> <td>(市営)松原小路、吉原、外側、第2国名賀、滝馬口、文珠、天神 (その他)外側、晴海、上司、小寺、鶴賀、柳縄手、日ヶ谷</td> </tr> <tr> <td>建替</td> <td>既存住宅の除却とその敷地に新たな住宅建設を検討する</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>新規整備</td> <td>将来ストックが不足する場合、新規建設を検討する</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日 公布の日</p>		活用方針	内容	団地名	維持管理	入居募集を継続し、維持管理を図る	(市営)東波路、宮村上、タヶ丘、のぞみが丘、鳥が尾 (その他)吉原、のぞみが丘、宮村	改善	居住環境の改善を検討する	(その他)みやづ城東タウン	当面管理後用途廃止	当面維持管理を行うが、入居状況に応じ、将来的に用途廃止を図る	(市営)松原小路、吉原、外側、第2国名賀、滝馬口、文珠、天神 (その他)外側、晴海、上司、小寺、鶴賀、柳縄手、日ヶ谷	建替	既存住宅の除却とその敷地に新たな住宅建設を検討する	該当なし	新規整備	将来ストックが不足する場合、新規建設を検討する	該当なし	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年2月 柳縄手団地の入居者退去により全戸空き家に</li> <li>令和5年1月 日ヶ谷団地の入居者退去により全戸空き家に</li> </ul>	
活用方針	内容	団地名																			
維持管理	入居募集を継続し、維持管理を図る	(市営)東波路、宮村上、タヶ丘、のぞみが丘、鳥が尾 (その他)吉原、のぞみが丘、宮村																			
改善	居住環境の改善を検討する	(その他)みやづ城東タウン																			
当面管理後用途廃止	当面維持管理を行うが、入居状況に応じ、将来的に用途廃止を図る	(市営)松原小路、吉原、外側、第2国名賀、滝馬口、文珠、天神 (その他)外側、晴海、上司、小寺、鶴賀、柳縄手、日ヶ谷																			
建替	既存住宅の除却とその敷地に新たな住宅建設を検討する	該当なし																			
新規整備	将来ストックが不足する場合、新規建設を検討する	該当なし																			
		<p>【市民参加の状況】</p>																			
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>																			
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>																			
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり</td> </tr> </table>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり																
重点プロジェクト	—																				
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり																				
<p>・宮津市公営住宅等長寿命化計画</p>		<p>担当課・係</p> <p>都市住宅課 建築住宅係 (45-1631)</p>	<p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p>																		

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条の2関係）		別表（第2条の2関係）	
1 市営住宅		1 市営住宅	
名称	位置	名称	位置
吉原団地	宮津市字吉原	吉原団地	宮津市字吉原
松原小路団地	宮津市字由良	松原小路団地	宮津市字由良
文珠団地	宮津市字文珠	文珠団地	宮津市字文珠
外側団地	宮津市字外側	外側団地	宮津市字外側
夕ヶ丘団地	宮津市字須津	夕ヶ丘団地	宮津市字須津
滝馬口団地	宮津市字滝馬	滝馬口団地	宮津市字滝馬
第2国名賀団地	宮津市字惣	第2国名賀団地	宮津市字惣
天神団地	宮津市字喜多	天神団地	宮津市字喜多
鳥が尾団地	宮津市字喜多	鳥が尾団地	宮津市字喜多
のぞみが丘団地	宮津市字万年	のぞみが丘団地	宮津市字万年
東波路団地	宮津市字波路	東波路団地	宮津市字波路
宮村上団地	宮津市字宮村	宮村上団地	宮津市字宮村

2 その他住宅

名称	位置
鶴賀団地	宮津市字鶴賀
外側団地	宮津市字外側
上司団地	宮津市字上司
小寺団地	宮津市字小寺
日ヶ谷団地	宮津市字日ヶ谷
柳縄手団地	宮津市字柳縄手
吉原団地	宮津市字吉原
晴海団地	宮津市字万年
のぞみが丘団地	宮津市字万年
宮村団地	宮津市字宮村
みやづ城東タウン	宮津市字惣

2 その他住宅

名称	位置
鶴賀団地	宮津市字鶴賀
外側団地	宮津市字外側
上司団地	宮津市字上司
小寺団地	宮津市字小寺
吉原団地	宮津市字吉原
晴海団地	宮津市字万年
のぞみが丘団地	宮津市字万年
宮村団地	宮津市字宮村
みやづ城東タウン	宮津市字惣

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第31号	宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 ○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴い、水道事業の認可に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、所要の改正を行うもの。 ○宮津市公共下水道区域の変更に伴う所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 1 権限の移管に伴う条文の変更（第2条第2項第1号） 厚生労働大臣→国土交通大臣 2 宮津市下水道区域の変更に伴う条文の変更（第2条第3項） (2) 排水区域面積 502.7ヘクタール→505.5ヘクタール (3) 排水人口 12,905人→12,077人 (4) 1日最大処理能力 9,219立方メートル→9,613立方メートル</p> <p>◆施行日 令和6年4月1日</p> <p>◆参考 水道法第6条第1項（改正後） 水道事業を営もうとする者は、<u>国土交通大臣</u>の認可を受けなければならない。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>令和5年5月26日 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）公布 ※水道法の一部改正を含む法律 ※令和6年4月1日施行 令和5年9月5日 宮津都市計画下水道の変更 令和5年10月18日 宮津市公共下水道事業計画の変更</p>	
【第7次宮津市総合計画との整合】		<p>【市民参加の状況】</p>	
重点プロジェクト		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
テーマ別戦略		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>・宮津市水道事業ビジョン ・宮津市下水道事業経営戦略 ・宮津市下水道ストックマネジメント計画</p>		<p>担当課・係 上下水道課 管理係（45-1635） ・施設整備係（45-1634）</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>

議第31号

宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域は、次に掲げる市の区域であって<u>厚生労働大臣</u>の認可を受けた区域とする。</p> <p>（略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 排水区域面積は、<u>502.7ヘクタール</u>とする。</p> <p>(3) 排水人口は、<u>12,905人</u>とする。</p> <p>(4) 1日最大処理能力は、<u>9,219立方メートル</u>とする。</p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域は、次に掲げる市の区域であって<u>国土交通大臣</u>の認可を受けた区域とする。</p> <p>（略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 排水区域面積は、<u>505.5ヘクタール</u>とする。</p> <p>(3) 排水人口は、<u>12,077人</u>とする。</p> <p>(4) 1日最大処理能力は、<u>9,613立方メートル</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第32号	宮津市水道事業給水条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴い、水道整備に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 権限の移管に伴う条文の変更（第5条及び第36条） 厚生労働省令→国土交通省令</p> <p>◆施行日 令和6年4月1日</p> <p>◆参考 水道法第16条の2第3項（改正後） （前略）ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>令和5年5月26日 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）公布 ※水道法の一部改正を含む法律 ※令和6年4月1日施行</p>	
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>	
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>	
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p>			
重点プロジェクト	-		
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり		
<p>・宮津市水道事業ビジョン</p>	<p>担当課・係</p>	<p>添付資料</p>	
	<p>上下水道課 管理係（45-1635）</p>	<p>・新旧対照表</p>	

宮津市水道事業給水条例(平成10年条例第23号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第39条第1項において同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第6条～第35条(略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第39条第1項において同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第6条～第35条(略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第33号	宮津市立小学校条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	--------------------	----	-------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和6年4月からの、養老小学校と府中小学校の再編に伴い、養老小学校を廃止とするもの。</p> <p>◆提案の概要 〔条例の改正内容〕 宮津市立小学校のうち、養老小学校を令和6年3月31日をもって廃校とするもの。</p> <p>○養老小学校の概要 校地面積 14,735㎡ 校舎面積 2棟 1,674㎡ (昭和60、61年度改築) 屋内運動場面積 648㎡ (平成8年度改築) 令和5年度の児童数 11人 (男子3人、女子8人) 令和6年度の児童数(予定) 6人 (男子2人、女子4人)</p> <p>◆施行日 令和6年4月1日</p>	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>○児童生徒にとってより良い教育環境を整備することを目的に、平成25年2月に策定した「第2次宮津市立小・中学校の再編計画（北部地域編）」に基づき、令和6年4月から宮津市立養老小学校と宮津市立府中小学校の再編を決定したことに伴い、養老小学校を廃校とするもの。</p>				
	<p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p>○令和4年11月～再編について保護者及び自治会との協議を再開（以降、説明会等の開催12回） ○令和5年12月 地元自治会と協議、市の意向を了承 ○令和6年1月 養老小学校と府中小学校の再編を決定</p>				
	<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>				
	<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>				
	<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略
重点プロジェクト	—				
テーマ別戦略	—				
	<p>担当課・係 教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 (45-1641)</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>			

議第33号

宮津市立小学校条例（昭和39年条例第17号）新旧対照表

現 行	改正後（案）																										
<p>（設置）</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定に基づき、次のとおり市立小学校を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定に基づき、次のとおり市立小学校を設置する。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 564 533 612">名称</th> <th data-bbox="533 564 1106 612">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 612 533 660">宮津小学校</td> <td data-bbox="533 612 1106 660">宮津市字外側2508番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 660 533 708">栗田小学校</td> <td data-bbox="533 660 1106 708">宮津市字上司640番地の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 708 533 756">吉津小学校</td> <td data-bbox="533 708 1106 756">宮津市字須津1600番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 756 533 804">府中小学校</td> <td data-bbox="533 756 1106 804">宮津市字中野468番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 804 533 852">日置小学校</td> <td data-bbox="533 804 1106 852">宮津市字日置1230番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 852 533 900">養老小学校</td> <td data-bbox="533 852 1106 900">宮津市字岩ヶ鼻132番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	宮津小学校	宮津市字外側2508番地	栗田小学校	宮津市字上司640番地の1	吉津小学校	宮津市字須津1600番地	府中小学校	宮津市字中野468番地	日置小学校	宮津市字日置1230番地	養老小学校	宮津市字岩ヶ鼻132番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 564 1429 612">名称</th> <th data-bbox="1429 564 1995 612">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 612 1429 660">宮津小学校</td> <td data-bbox="1429 612 1995 660">宮津市字外側2508番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 660 1429 708">栗田小学校</td> <td data-bbox="1429 660 1995 708">宮津市字上司640番地の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 708 1429 756">吉津小学校</td> <td data-bbox="1429 708 1995 756">宮津市字須津1600番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 756 1429 804">府中小学校</td> <td data-bbox="1429 756 1995 804">宮津市字中野468番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 804 1429 852">日置小学校</td> <td data-bbox="1429 804 1995 852">宮津市字日置1230番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	宮津小学校	宮津市字外側2508番地	栗田小学校	宮津市字上司640番地の1	吉津小学校	宮津市字須津1600番地	府中小学校	宮津市字中野468番地	日置小学校	宮津市字日置1230番地
名称	所在地																										
宮津小学校	宮津市字外側2508番地																										
栗田小学校	宮津市字上司640番地の1																										
吉津小学校	宮津市字須津1600番地																										
府中小学校	宮津市字中野468番地																										
日置小学校	宮津市字日置1230番地																										
養老小学校	宮津市字岩ヶ鼻132番地																										
名称	所在地																										
宮津小学校	宮津市字外側2508番地																										
栗田小学校	宮津市字上司640番地の1																										
吉津小学校	宮津市字須津1600番地																										
府中小学校	宮津市字中野468番地																										
日置小学校	宮津市字日置1230番地																										
	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>																										

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第34号	宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------	----	-------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 食材の高騰により、現在の学校給食費単価では給食の質を維持していくことが困難なことから、安全で安心な給食を維持するため、学校給食費の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 児童、生徒、園児の保護者及び教職員等から徴収する学校給食費の年額を増額する。 ・小学校 51,600円→55,200円 ・中学校 55,200円→60,000円 ・幼稚園 36,000円→39,600円 ・教職員等 58,800円→63,600円 ※令和6年度について、保護者負担が増加しないよう、給食費の増額分全額を市が支援（小学校は7,200円、中学校は8,400円、幼稚園は6,000円）し、保護者の実質負担額は令和4年度のまま据え置く。 ・小学校48,000円 中学校51,600円 幼稚園33,600円（保護者の実質負担年額）</p> <p>◆施行日 ・令和6年4月1日（附則の改正規定は公布の日）</p> <p>○センター方式分学校給食費の額の見直しと保護者支援 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">幼稚園</th> </tr> <tr> <th>1食単価</th> <th>月額</th> <th>1食単価</th> <th>月額</th> <th>1食単価</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>270</td> <td>4,300</td> <td>315</td> <td>4,600</td> <td>195</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>290(+20)</td> <td>4,600(+300)</td> <td>340(+25)</td> <td>5,000(+400)</td> <td>210(+15)</td> <td>3,300(+300)</td> </tr> <tr> <td>R6据え置き額</td> <td>250</td> <td>4,000</td> <td>290</td> <td>4,300</td> <td>180</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>市支援額</td> <td>40</td> <td>600</td> <td>50</td> <td>700</td> <td>30</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○給食費については、国・府の補助金等の支援策を今後も注視するとともに、府内の自治体及び市民所得の動向も踏まえ、令和7年度から段階的に保護者負担を求めていくことを検討する。</p>			小学校		中学校		幼稚園		1食単価	月額	1食単価	月額	1食単価	月額	現行	270	4,300	315	4,600	195	3,000	改正後	290(+20)	4,600(+300)	340(+25)	5,000(+400)	210(+15)	3,300(+300)	R6据え置き額	250	4,000	290	4,300	180	2,800	市支援額	40	600	50	700	30	500	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>○全国消費者物価指数（食料）前年同月比（R5.9月～12月平均）7.9%増 4月：8.4% 5月：8.6% 6月：8.4% 7月：8.8% 8月：8.6% 9月：9.0% 10月：8.6% 11月：7.3% 12月：6.7%⇒4箇月平均7.9%増 ○R5.12：主食（米）価格改定（5円/kg増） ○給食用以外の牛乳の販売価格（R5.11月全国平均）対前年度比10%増 ○R5 給食費高騰支援の実施 →地方創生臨時交付金、子どもの給食臨時支援事業費補助金（府）を活用し、物価高騰分を補助 ○R5.12：宮津市学校給食委員会食材調達部会を開催し、給食費の値上げを協議</p>	
	小学校		中学校		幼稚園																																							
	1食単価	月額	1食単価	月額	1食単価	月額																																						
現行	270	4,300	315	4,600	195	3,000																																						
改正後	290(+20)	4,600(+300)	340(+25)	5,000(+400)	210(+15)	3,300(+300)																																						
R6据え置き額	250	4,000	290	4,300	180	2,800																																						
市支援額	40	600	50	700	30	500																																						
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p>学校給食費に関すること（単価の改正等）については、宮津市学校給食委員会食材調達部会において審議。</p>																																										
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>急激な物価高騰の影響下にあっても、学校給食において現行の保護者負担額で必要な栄養価や量などの質を保った一汁三菜の手作りの学校給食を引き続き提供することができる。</p> <p style="text-align: right;">R6当初 59,415千円</p>																																										
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p> <p>・近隣自治体の値上げの状況 R5 福知山市 小学校低学年：261円→277円【値上げ16円/食(公費負担)】 小学校中学年：264円→280円【値上げ16円/食(公費負担)】 小学校高学年：267円→284円【値上げ17円/食(公費負担)】 中学校：292円→308円【値上げ16円/食(公費負担)】 R5 舞鶴市 小学校：245円→270円【値上げ25円/食(公費負担)】 中学校：300円→326円【値上げ26円/食(公費負担)】</p>																																										
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <p>重点プロジェクト</p> <p>テーマ別戦略</p>		<p>—</p> <p>住みたい・住み続けたいまちづくり</p>																																										
<p>・第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画 ・宮津市教育大綱・教育振興基本計画</p>		<p>担当課・係</p> <p>学校教育課学校給食・施設係 (45-1662)</p>	<p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p>																																									

議第34号

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>51,600円</u></p> <p>(2) 中学校生徒の保護者 年額<u>55,200円</u></p> <p>(3) 幼稚園園児の保護者 年額<u>36,000円</u></p> <p>(4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>58,800円</u></p> <p>附 則</p> <p>3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、学校給食費の額は、小学校児童の保護者の年額にあつては48,000円、中学校生徒の保護者の年額にあつては51,600円、幼稚園園児の保護者の年額にあつては33,600円とする。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>55,200円</u></p> <p>(2) 中学校生徒の保護者 年額<u>60,000円</u></p> <p>(3) 幼稚園園児の保護者 年額<u>39,600円</u></p> <p>(4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>63,600円</u></p> <p>附 則</p> <p>3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、学校給食費の額は、小学校児童の保護者の年額にあつては48,000円、中学校生徒の保護者の年額にあつては51,600円、幼稚園園児の保護者の年額にあつては33,600円とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。</p>